

大衡村 バイオマスタウン構想の取り組み

大衡村バイオマスタウン構想「廃食用油回収事業」

B5燃料を使ってみよう！

村では、家庭で使用されたてんぷら油を、村内12箇所の店舗で回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルしています。

このリサイクルされたBDFを軽油に5%混合した環境にやさしい「B5燃料」の利用促進を図り、環境負荷の低減を目指しています。



B5燃料を給油するには？

本事業にご協力いただいている有限会社千田清掃への登録により給油できます。

詳しい手続きや給油方法については、同社にお問い合わせください。

有限会社千田清掃（大崎市古川）

☎0229-27-3151

農業でB5燃料をお使いいただく方のために

村内に住所を有する営農生産組合等や個人農業者を対象に、B5燃料の利用促進のため、農業に使用されるB5燃料へ1リットル当たり33円の補助を行います。

詳しい制度内容や手続きについては、企画財政課までお問い合わせください。

■問い合わせ先 企画財政課 ☎341-8510

消費者相談窓口から

* 転ばぬ先の消費者知識 *



このコーナーでは、皆様に今起きている消費者問題について、お知らせしていきます。皆様も身近にある困りごとや納得できないことがあったらご相談ください。電話でも対応しています。

☆お試しの商品を申し込んだつもりが定期購入になっていた？

インターネット通販に関する次のようなトラブルが増えています。

*キャンペーン価格で健康食品を購入したら定期購入が条件になっており、2回目はキャンペーン価格の3倍であった。5回目の商品を受け取った後でないと解約できないと言われた。
*送料のみ負担でダイエットサプリを申し込んだら、また商品が送られてきた。広告を見直すと3回コースを申し込んでしまったようで、2回目以降は通常価格である。解約したいが購入先に電話が繋がらない。

通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品ができるかどうかや返品の条件などは広告に書いてある内容に従うこととなります。何も書いてなければ、受け取った日から8日以内で返品できますが、送料は消費者が負担します。無料・お得・キャンペーン価格に惑わされて、期間限定・数量限定だからとすぐに申し込まないで、広告は最後までしっかり読みましょう。購入の条件や返品の条件を確認してから申し込んでください。

少しでも疑問に思ったら、お気軽に消費生活相談窓口にご相談してください。

■問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

国民年金だより

公的年金はみんなが加入し支えあう制度です

公的年金制度とは、年老いた時やいざというときの生活を世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなってしまったときに、年金を受けることができる制度です。

国民年金（基礎年金）には、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入します。

学生であっても20歳になったら加入しなければなりません。また、原則的には保険料を納めなければ年金を受けることはできません。

○公的年金の加入者

【第1号被保険者】 対象：20歳以上60歳未満の農林漁業者・自営業・学生等

手続：市（区）役所又は町村役場に届けます。

保険料：各自が個別に納入します。

【第2号被保険者】 対象：民間会社の会社員・公務員等

手続：勤め先で手続きを行います。

保険料：給料から天引きされます。

【第3号被保険者】 対象：第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者で年収130万円未満の方

手続：配偶者の勤め先経由で届けます。

保険料：ご自身の負担はありません。



◇◇こんなときは、こんな手続きを◇◇

こんなとき	どうする	手続き先
20歳になったとき (厚生年金・共済組合の加入者を除く)	国民年金に加入の届出をする	第1号被保険者…市(区)役所又は町村役場 第3号被保険者…配偶者の勤務先
会社を退職したとき	第1号被保険者になる手続きをする。 (扶養されている配偶者も同様)	市(区)役所又は町村役場
配偶者の扶養からはずれたとき	第1号被保険者になる手続きをする。	市(区)役所又は町村役場
結婚や退職で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者になる手続きをする。	配偶者の勤務先
配偶者が会社が変わったとき		配偶者の新しい勤務先
年金手帳を紛失したとき	再交付の申請をする	第1号被保険者…市(区)役所又は町村役場 第2号被保険者…勤務先 第3号被保険者…配偶者の勤務先又は年金事務所

○手続きには、年金手帳の他にも書類が必要な場合がありますので、事前にお問い合わせください。

問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0897 / 住民生活課 ☎341-8512